

岡交第 号
令和 8 年 月 日

中国運輸局長 殿

岡山市長 大森 雅夫

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請（路線新設）について

平素より岡山市の交通行政にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

令和 7 年 10 月 24 日付岡運輸第 471 号で通知のあった宇野自動車株式会社による一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請（路線新設）について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 27 条の 18 第 8 項に基づき、下記のとおり、意見を提出します。

貴殿におかれましては、下記の意見を考慮いただいた上で、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に基づき、適切に審査いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 運行サービスの改善による利用者利便の確保について

- 宇野自動車株式会社は、路線申請の理由として、「路面電車が満員となり学生が乗車できない場合があり、この課題に対応するため」としています。
- 一方、岡山電気軌道株式会社は、この課題に対応するため、路面電車の増便やダイヤ改正を行い、また、両備ホールディングス株式会社と連携し、既存のバス路線との定期券の共通化を行う予定としており、岡山電気軌道株式会社等の運行改善によって、バス路線を新設せずとも、現在の課題に対応し得る輸送サービスが提供されるものと考えております。

2. 実施計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されることとなるかについて

- 本市では、全事業者同意のもと、地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、現在の厳しい経営状況や深刻な運転手不足の中で、市全体のバス路線を維持・拡充するため、鉄道・路面電車とも連携し、需要に応じて、バス路線の重複区間の解消を行うとともに、幹線・支線へ分割し、需要の小さい支線については、公設民営方式の導入と運行支援によって、安定的に維持していくこととしています。
- 申請されたバス路線は、実施計画の方向性に反して、収支が赤字となっている既存のバス路線や路面電車の運行区間に重複するものとなっており、既存路線の運行事業者は、申請路線が新設された場合、その影響により赤字額がさらに拡大すると試算しており、実施計画の維持が困難になると判断しています。※1
- このことから、申請路線が新設された場合、実施計画の維持が困難になることで、公衆の利便が著しく阻害される可能性があると言わざるを得ないと考えております。

※1 詳細は別紙「岡山電気軌道意見書」、「両備ホールディングス意見書」参照